

# 農作業標準賃金表

令和4年度 農作業標準賃金を次のように定めたのでお知らせします。

◎この標準賃金はあくまでも標準的な目安となるもので、乾田、湿田や整形、不整形等のほ場の条件の違いや特殊作業等については委託者、受託者双方の話し合いによって決めてください。

| 作業名     |                 | 単位     | 標準賃金     | 摘要   |
|---------|-----------------|--------|----------|--|
| 一般農作業   |                 | 1日     | 6,600円以上 | 実働8時間  |
| 山林作業    |                 | 1日     | 7,600円以上 | 実働8時間  |
| ロータリー作業 | 田               | 1回目    | 7,700円   | 機械、燃料とも作業持ち  |
|         |                 | 2回目以降  | 7,150円   |  |
|         |                 | 代かき    | 7,700円   |  |
|         | 畑               | 4,950円 |          |  |
| 深耕      | プラウ             | 10アール  | 4,950円   |  |
|         | プラソイラ           |        | 4,950円   |  |
| 消毒      | プラウ消毒           | 10アール  | 5,500円   | 機械、燃料とも作業持ち<br>薬剤代は別   |
|         | ロータリー消毒         |        | 5,500円   |  |
| 畦立等     | 畦立              | 10アール  | 4,400円   | 機械、燃料とも作業持ち<br>資材代、薬剤代は別<br>甘藷マルチ同時施肥作業は10 a<br>あたり1,100円加算する。 |
|         | 畦立マルチ           |        | 7,700円   |  |
|         | 畦立マルチ消毒         |        | 9,350円   |  |
|         | マルチ(園芸作物)       |        | 6,050円   |  |
| 肥料散布    |                 | 10アール  | 4,400円   | 肥料代は別  |
| 農薬散布    | 水和剤             | 10アール  | 3,850円   | 農薬代は別  |
|         | 粉剤              |        | 2,200円   |  |
| 甘しょ収穫等  | 甘しょつる切り         | 10アール  | 4,950円   | 機械、燃料とも作業持ち  |
|         | 甘しょ掘り           |        | 4,950円   |  |
|         | 甘しょ掘り(自走式ハーベスタ) |        | 17,050円  |  |
| 田植え     |                 | 10アール  | 7,700円   | 機械、燃料とも作業持ち<br>資材代は別<br>コンバイン作業は刈り取りのみとし、乾燥料金は含まない。            |
| バインダー   |                 |        | 9,350円   |  |
| ハーベスター  |                 |        | 8,250円   |  |
| コンバイン   | 水稲              |        | 17,600円  |  |
|         | 大豆・そば           | 8,250円 |          |  |
| 水田畦塗り   |                 | 1 m    | 61円      | 機械、燃料とも作業持ち  |
| 草払い     |                 | 1時間    | 1,270円   | 機械、燃料とも作業持ち  |

※上記作業料金には10%の消費税が加算されています。

◎茶・菓子・昼食・夕食などの賄いは提供しないこととしています。

◎10アール未満または形状の悪いほ場は、各作業とも整備地区、未整備地区にかかわらず作業料金を加算させていただきます。また、ほ場への距離によっても加算する場合があります。

◎コンバイン刈りで、稲の倒伏や雑草等で作業に支障のある場合、作業料金を加算させていただきます。

◎形状の悪いほ場や、草丈の繁茂状況により作業賃金は当事者間で協議してください。(基準は、平坦地で、草丈が膝辺りまでを標準としています。)

◎一般農作業の標準賃金は、鹿児島県最低賃金を下回らないように設定していますが、年度途中で県最低賃金を下回った場合は、県最低賃金の額以上とします。